提 案 書

(地震防災対策の充実強化)

平成24年7月

九都県市首脳会議

平成24年7月

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 熊谷俊人

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健作

東京都知事石原慎太郎

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長林文子

川崎市長阿部孝夫

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 加山俊夫

首都圏における地震防災対策の充実強化等

昨年の東日本大震災は東北地方だけではなく、首都圏においても住宅やライフライン、農地などに深刻な被害をもたらした。また、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

首都直下地震についてはかねてから切迫性が指摘されていたが、最新の知見によれば、従来の想定を上回る被害が発生するとされている。我が国の政治・経済の中心である首都圏が、ひとたび、そのような大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶことになる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、今回の震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

記

- 1 首都直下地震をはじめ首都圏に甚大な被害を及ぼす恐れのある地震、それに付随する津波及び液状化に関する調査・観測・研究をさらに充実・強化すること。
- 2 高層ビルや石油タンクなどに被害を及ぼす長周期地震動に関する研究を一層推進 するとともに、その成果を活かした対策についても推進すること。
- 3 首都圏において大規模地震等が発生した際、国や国の関係団体等の施設について、 域外からの救援活動等が円滑に行われるための拠点や帰宅困難者の一時滞在施設 として活用できるようにすること。また、救援活動等を行う上で活用しやすい環境 を整備すること。

- 4 帰宅困難者対策を推進するため、災害に強い通信基盤の整備や、外出者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくり、発災時の基本原則の周知徹底及び、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等について対応すること。
- 5 被災者の生活再建の根幹となるり災証明書は、国の「災害に係る住家の被害認定 基準運用指針」に基づいて自治体の裁量で発行されており、各種の被災者支援制度 を公平かつ公正に運用する上で課題となっている。そこで、り災証明書発行及び被 害認定調査を行う者の身分や権限の法的根拠の明確化を図ること。更に、被害認定 調査を行う人材を育成・確保するための全国的な制度を構築すること。
- 6 各自治体における「首都直下地震 防災・減災特別プロジェクト」に関する調査 研究成果の実用化と普及を推進するため、財政措置等の所要の施策を早急に講ずる こと。
- 7 被災者生活再建支援法の適用については、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、居住地域によっては適用の対象にならないという不均衡が生じているため、被災した全ての地域が支援の対象となるよう見直すこと。また、被災者生活再建支援基金による対応が困難な大規模災害時においては、国の負担による特別な措置を講じること。

提 案 書

(国民保護の推進)

平成24年7月

九都県市首脳会議

平成24年7月

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 熊谷俊人

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健作

東京都知事石原慎太郎

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長林文子

川崎市長阿部孝夫

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 加山俊夫

首都圏における国民保護の推進等について

我が国の政治・経済の中心である首都圏は、複数の国際空港や国際港湾を擁しており、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることが予想され、また、その事態は、自治体の対処能力を超えるものと危惧される。

そこで、国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を策定し、九都県市では、「国民保護計画」の策定をはじめとした体制を整備したところである。また、九都県市地震防災・危機管理対策部会では、毎月の危機管理対策担当者会議や研修会等を通じて、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実等の対策の推進を図っている。

しかし、物資の備蓄や広域避難などの具体的内容については、国は未だ明らかに していない。国民保護措置は法定受託事務であることから、まず国と地方公共団体 との役割を整理したうえで、費用については国で負担する必要がある。

このため、国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持って さらなる具体的な対応を図るよう、引き続き下記の事項について提案する。

- 1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。
 - (1) NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資材等の備蓄施設、 有事の搬送方法について、指針を示すこと。
 - (2) 国は、地方公共団体と意見交換を行い、国と地方公共団体との役割を明示し、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。
- 2 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・ 救援に関して具体的検討を進め、国が行う指示事項と都道府県・市区町村が行う 業務内容を明確にした対処マニュアル等を策定すること。

また、住民避難の実施にあたっては、被害が複数都県市にまたがることから、国が首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うこと。

- 3 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民の理解を深める啓発に 主導的に取り組むこと。
- 4 自治体におけるテロ対策等に関する人材の育成・確保及び専門性の向上を図るため、自治体の実情に応じて、実践的な研修や訓練に関する指導・助言等の支援を行うこと。
- 5 緊急事態における国民及び自治体への情報提供については、その手段や発信基準等を明確にし、迅速かつ適切に実施すること。